

令和7年度とりぎん文化会館防火シャッター改修業務仕様書

1 業務名称

令和7年度とりぎん文化会館防火シャッター等改修業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

とりぎん文化会館（鳥取市尚徳町101番地5号）、梨花ホールホワイエ3階
（別紙）3階平面図を参照。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 業務概要

とりぎん文化会館梨花ホールホワイエ3階の防火シャッターについて、電動開閉機の更新及び危害防止機構等の取付を行い、設備の機能回復・安全性の向上を図る。

5 業務内容

（1）防火シャッター駆動部の部品交換及び危害防止装置の新設

次の部品更新及び危害防止装置の取付等を行うもの。

なお、（別紙）図面を参考に施設担当職員と協議の上施工すること。

① 梨花ホールホワイエ防火シャッター（SS3-3A）整備 1式

ア 既存品撤去（メーカー：東洋シャッター製、W=2020×H=3090）

（ア）撤去品 危害防止機構に関連する関連機器 1式

（イ）撤去機器の廃棄処分

イ 新規品搬入据付

（ア）電動開閉機 1台

（イ）危害防止装置 1台

（ウ）危害防止装置連動用中継器 1台

（エ）座板スイッチ（ステンレスカバー付） 1台

（オ）電動式随時閉鎖装置 1台

（カ）上記部品の交換作業 1式

② 梨花ホールホワイエ防火シャッター（SS3-3B, SS3-4）整備 2式

ア 既存品撤去（メーカー：東洋シャッター製、W=4525×H=3090）

（ア）撤去品 危害防止機構に関連する関連機器 2式

（イ）撤去機器の廃棄処分

イ 新規品搬入据付

（ア）電動開閉機 2台

（イ）危害防止装置 2台

（ウ）危害防止装置連動用中継器 2台

（エ）座板スイッチ（ステンレスカバー付） 2台

（オ）電動式随時閉鎖装置 2台

（カ）上記部品の交換作業 2式

（2）試験・確認

改修後、防火シャッター及び防火扉の動作確認を行い、正常に動作しているか確認を行うこと。

6 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5日以内又は令和8年3月16日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内又は令和8年3月25日のいずれか早い日までに検査を受けること。また、同時に施工写真（施工前後の状況が分かるもの）を1部提出すること。

7 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を1部、成果品として提出すること。（併せてPDF等の電子データをメール等で発注者に提出すること。）

（完成図書）

- ・作業写真（作業着手前、作業完了後）
- ・機器完成図、取扱説明書

8 業務実施に当たっての留意事項

（1）施工に必要な資格

受注者は、防火シャッターに関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

（2）諸法令に定める所定の手続き等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

（3）作業日の指定

作業日は、施設担当職員と調整を行なって決定すること。

（4）機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

（5）既設品の処分等

交換の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

（6）既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

（7）不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

（1）業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を行うこと。

（2）やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

（3）本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

